

第三回國會議院水産委員會會議錄第十一号

(二〇〇)

昭和二十三年十一月二十六日(金曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 西村 久之君

理事 富永格五郎君 理事 藤原繁太郎君

理事 外崎千代吉君

石原 圓吉君

關内 正一君

平井 義一君

矢後 嘉藏君

椎熊 三郎君

坪井 龜藏君

出席國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

委員外の出席者

專門員 小安 正三君

十一月二十五日

漁船保險対策に関する請願(三好竹勇君外二名紹介)(第四〇〇号)

茂生船入潤拡張工事施行の請願(吉米地英俊君紹介)(第四〇八号)

豊ノ浦漁港修築の請願(井谷正吉君外八名紹介)(第四一七号)

大津村厚内に漁港築設の請願(高倉定助君外一名紹介)(第四二四号)

漁船保險対策に関する請願(小松勇次君紹介)(第四四三号)

同外三件(馬越晃君紹介)(第四四四号)

漁船保險対策に関する請願外三件(椎熊三郎君外三名紹介)(第四四八号)

釣懸船入潤拡張並びに稻穂及び神威脇に船溜築設の請願(川村善八郎君紹介)(第四七五号)

第一類第十二号 水産委員會會議錄

第十一号 昭和二十三年十一月二十六日

漁船保險対策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四九二号)

同(川村善八郎君紹介)(第四九三三三)

御懸船溜湖口に防波堤築設の請願(長野長廣君紹介)(第四九四号)

根付漁業中にほら寄魚漁業を編入の請願(石原圓吉君紹介)(第五〇〇号)

普及村太田名部港に船溜築設の請願(鈴木善幸君紹介)(第五〇一号)

水産高等教育改善に関する請願(加藤静雄君紹介)(第五一〇号)

漁船保險対策に関する請願(川村善八郎君紹介)(第五三〇号)

漁業法の一部を改正する請願(岡田勢一君外一名紹介)(第五七〇号)

厚田村船入潤築設工事継続施行の請願(椎熊三郎君紹介)(第五七一号)

霧多布漁港築設工事継続の請願(伊藤郷一君紹介)(第五七八号)

宮戸村大瀨湾に船溜防波堤築設の請願(内海安吉君紹介)(第五八二二二)

昆布の自由出荷並びに自由販賣の請願(仲内憲治君紹介)(第五八五五五)

小橋港築設に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第六一四四号)

久慈漁港修築の請願(青木孝義君外一名紹介)(第六二七号)

の審査を本委員会に付託された。

同日 水産業協同組合法制定促進の陳情書(宮城縣水産業会長須田次郎)(第三九四号)

和歌山縣の漁業災害復旧費國庫補助

の陳情書(和歌山縣知事小野眞次外四名)(第三九五五五)

漁業法案並びに水産業協同組合法案に関する陳情書(宮城縣本吉郡唐桑村字馬場二百六番地梶原克志外四名)(第四〇〇号)

柏原漁港に防波堤築設の陳情書(福岡縣議會議長長島良一)(第四二二二二)

水産業協同組合法制定に関する陳情書(塩竈市漁業会長田野實外四十名)(第四四六六六)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

水産業協同組合法案(内閣提出第一五五号)

水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案(内閣提出第一六六号)

漁業權等臨時措置法案(内閣提出第一七七号)

〇西村委員長 これより會議を開きます。

水産業協同組合法案、水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案、及び漁業權等臨時措置法案を、一括して議題といたします。

右各案に対する質疑は前会で終了いたしましたので、本日は討論に付します。討論の通告があります。通告順によつてこれを許します。川村善八郎君。

〇川村委員 私は民主自由党を代表して、ただいま上程されました三法案に賛成の意を表するものであります。

われわれはこの三法案については、いろいろ意見はあるのでありますけれども、この法案が遅れておりますために、いかに漁民がこの三年間に損失をしていくかというのを考えてみま

すときに、一日も早くこの法案を通過させて、そうして漁民の行くべき道をはつきりせしめなければならぬ。かように考えているのであります。従いま

して後日改正すべきところは改正する意思は十分持つてゐるのでありますけれども、この場合今日上程されました三法案に対しては満腔の賛成をするものであります。(拍手)

〇西村委員長 次に藤原繁太郎君にお願いいたします。

〇藤原委員 私は日本社会党を代表いたしまして、左の要望意見を述べまして本案に賛成の意を表するものであります。

本法案は漁業權法と不可分の法案でありますから、同法案は同時に審議することが理想であります。今日漁民大衆は非常な熱意をもつてこの法案の制定を希望しておるのであります。

われらはこの誠意ある漁民諸君にこたへるために、本法案だけの一方的審理という冒險をあえて冒しておるのであります。従いまして漁業權法による確

実なる裏づけを持たぬ本法案には、きわめて不備なるものを認めるのであります。過日の公聴会のごときは、修正意見が多数であり、はなはだしきは、全部撤回して、漁業權法の提出を待つて同時審議せよとの極端なる意見さえ

も出たほどであります。この法案を今日修正改組するならば、会期切迫せる本國會において審議了とならざるを得ないのであります。従いまして私は他日新しい漁業權法が立法せられたる際は、漁業協同組合発達のため、新漁業法に順應し、可及的すみやかに本法に修正を加えられんことを要望いたします。本法案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

〇西村委員長 小松勇次君。

〇小松委員 私は民主黨を代表いたしまして、ただいま上程せられております水産業協同組合法案、水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案、漁業權等臨時措置法案に對しまして、原案に賛成の意を表するにあたりまして、いささか希望條件を付して、將來適當な措置を講ぜられんことをこいねがうものであります。

日本再建の重要國策の一環として、水産業の振興をはかり、かつ漁村の民主化を促進せねばならぬことは、あえて私の言をまたないところであります。しかるに水産業に関する制度がいまだ民主化されず、本法と並行して提出せらるべき漁業權法の改正も、依然としてたな上げの状態にあることは、全國津々浦々の大衆の要望に反するだけであつて、これら行政措置が一日遅れば遅れるほど、一日ずつ新しい漁村の組織が遷延せらるるものと言わなければならぬのであります。よつてすみやかに新漁業權法案を提出せられんこ

とをこの際特に要望するものであります。

第二にお願いしたいことは、漁業協同組合は、零細漁民の経済的、社会的地位の向上を願うものであります。が、本法案によりますれば、二十名以上の漁民によつて協同組合は自由に組織されるのであります。従つて特に親族数軒によつて二十名以上の発起人を得て、協同組合は組織せられるのであります。よつて資本家系統の一族によつて組織せられる企業の形態を持つ組合と、零細漁民の組織する組合との対立を私は恐るるのであります。よつて企業の経営規模を持つ組合はいよく発展するでありましようけれども、零細漁民の経済力は容易に伸びないうらみがあるのであります。ゆえにかかることなきを期するために、組合設立の場合にあつては、町村単位にするか、または浦々の単位の協同組合を奨励するように、指導方針を確立せられんことを望むものであります。

なお生産協同組合の裏づけといたしまして、資金的事業が重視せられねばならぬのであります。実に漁村の経済の分岐点はこのにかかつておるとも言わねばならぬのであります。しかるに漁業協同組合連合会におきましては、経済事業と信用事業とが分離されて、兼営を禁ぜられております。かくては経済事業の連合会は別といたしまして、信用事業だけの連合会は成立したな

大きいことを憂うるのであります。よつて将来社会情勢を考えまして、これらの点につきましても適当に御考慮あらんことをお願いするとともに、協同組合に対する融資についても格段の御配慮をお願いしたのであります。今日水産業に對しましては、復金を初め、農林、漁業復興融資のわくもあるものでありますけれども、これらのわくは設備費に対する融資であつて、運轉資金に対する融資が認められておらないのであります。漁業の実情よりいたしまして、運轉金に對しまして、相当の融資を御考慮を賜りたいのであります。水産の上において、今あたかも一滴の呼び水と興えれば、相当の成績を上げ得る際において、これらの運轉資金が枯渇しておるために、所期の目的を達せざるうらみが多々あるものであります。これらの点につきましても、行政上の措置を講ずるとともに、十分御配慮あらんことを切望するのであります。

以上希望条件を付しまして本案に賛成するものであります。(拍手)
○鈴木(警)委員 私は社会革新党を代表いたしまして、水産業協同組合法案等本委員会に上程されました三法案に對して、以下の希望意見を付して賛意を表するものであります。各党代表から御発言がありましたように、本法案と漁業法の改正は不可分の関係に立つてでありまして、漁業法の一部改正法律案が上程せられざるために、十分なる審議ができなかつたことをきわめて遺憾に考へるのであります。

合法案の中に各組合に対する法人税はこれを課税しないこと。第二点は、組合員の資格についてであります。組合員の地区内に住所を有する、こういうことになつておりますが、これを住所または事業場を有するものと改めることが必要であると思ふのであります。第三点は、組合の事業の中に倉庫業法を準用するという規定があるのであります。これは農業倉庫法を準用するといふことに改むべきである。第四点は、員外利用は組合員の漁業に支障を來さざる限度においてこれを認めるといふことにする必要があると思ふのであります。第五点は、団体協約の内容であります。第五点は、団体協約の内容であります。第六点は、業種別組合の地域は都道府縣の地域を越えてはならないように制限することが必要と思ふのであります。第七点は、協同組合及び生産組合の員外理事はこれを認むべきでない。第八点は、協同組合の地区内に住所を有する漁業生産組合は、当該漁業協同組合の正組合員にすることが妥當であると思ふのであります。第九点は、總代会の員数は五十名以上とあるを三十名以上とすることが適當と思ふのであります。第十点は、連合会の事業の兼営について制限を加へるべきでない。第十一点は、連合会の規模の制限はこれを撤廃すべきである。第十二点は、水産業團體法の施行の日から同法の一部改正法律が実施されるまでの間に就任したところの役員は、本法施行後一年間は組合の役員になることができないように立法的措置を講ずる必要があると思ふのであります。第十三点は、水産業團體の整理等に関

する法律案の中で、資産処理委員會の委員には漁業会の役員、金融業者の代表等は選任することができないように、明確に法的措置を講ずることが必要であると思ふのであります。以上が三法案に對する修正を希望する点であります。なお本法の実施にあたりましては、特に資金、資材、漁業権の免許、漁業の許可等につきまして、協同組合に對する優先的なこれが付與を特に考慮するのなければ、せつかく協同組合法ができません。沿岸漁民の経済上、社会上の眞の向上を期することのできない。これは政府が今後責任を持つて、これらの裏づけについて十分なる対策を講ぜられんことを要望するものであります。

次に現在の経済におきましては諸般の統制が行われておるわけでありまして、協同組合が今後運営されます場合には、この協同組合の正常なる発展を阻害しないように、むしろこれを積極的に助長育成いたしますように、関係統制諸法規を十分に調整整備せられんことを要望するものであります。

以上希望意見を付しまして、本案に賛成するものであります。(拍手)

○西村委員長 先ほどの鈴木君の御意見中に、修正を意味する御意見を述べたような関係がありました。これは全部希望といふことに取扱ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○西村委員長 御異議ないようでありますから、そのようにとりはかいたします。

○西村委員長 議事の進行上ちよつと発言します。満場一致賛成するものと思つて私は入つてゐるのに、賛成討論の中に、希望条件といふようなことにすると、採決の上に希望条件付の採決と、それから全案まるのみの採決と二つやらなければならぬことになりま

つきまして、心から感謝いたす次第であります。審議の途中におきまして出ました御意見につきまして、十分これを尊重いたしました。適当な時期に改正すべきものは改正し、また行政的措置をとるものにつきましては、そういう措置を講ずるよう努力いたしたいと存じます。ことに本法案と姉妹関係に立ちます漁業権制度を中心とする漁業法につきましては、できるだけすみやかに成案を得まして、最も近い國會において提出をいたしたい。かように考えておりますから、この点御了承を願いたいと思います。(拍手)

○西村委員長 この際お諮りいたします。ただいま可決せられました三案に対する衆議院規則第八十六條による報告書の件は、委員長に一任せられることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十三分散会

〔参照〕

水産業協同組合法案(内閣提出)

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案印刷物中

八頁 二行 「前條第三項」は「前條第二項」の誤

〔都合により最終号に掲載〕

〔第四号参照〕

正誤

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案印刷物中

八頁 二行 「前條第三項」は「前條第二項」の誤

一〇頁 一「第三項から第五項まで」は「第三項、第五項及び第六項」の誤
一五頁 八行 「加え以下一号づつ繰り下げる。」は「加える。」の誤
九行 「七」は六の二の誤
一七頁 三行 「第十八條から前條まで」は「第十九條、第二十條、第二十二條及び第二十四條」の誤

昭和二十四年一月十四日印刷

昭和二十四年一月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局